

一般財団法人 福岡県学校安全振興会
令和3年度 臨時理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 学校安全教育表彰団体選定の件

第2号議案 「歯牙欠損見舞金」の支給の件

第3号議案 「コンプライアンス規程」第6条(コンプライアンス委員会の開催)の改正の件

2 理事会の決議があったとみなされた事項を提案した理事 今富 英樹

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年9月24日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

代表理事 今富 英樹

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条(第197条において準用する第96条)及び定款第36条の規定により、別紙提案の内容について理事会の決議があったものとみなされたので、理事全員の同意があったこと及び監事全員の意義がなかったことを証するため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名、押印する。

令和3年9月24日

一般財団法人 福岡県学校安全振興会
代表理事 今富 英樹 印

別紙

令和3年9月24日 提案の内容

第1号議案 学校安全教育表彰団体選定の件

福岡県立玄界高等学校「保健委員会」を、安全教育表彰団体として選定する。
なお、副賞は既に表彰が決まっている西田川高等学校生徒会と同額の5万円とする。

第2号議案 「歯牙欠損見舞金」の支給の件

「歯牙欠損見舞金」については、現時点での共済規程改定による支給の対象とはしない。

第3号議案 「コンプライアンス規程」第6条(コンプライアンス委員会の開催)の改正の件 〈改正後〉

第6条(コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、毎事業年度原則2回開催する。

2 必要があるときは、委員の申し出により臨時委員会をいつでも開催することができる。